

東松山市成年後見センター

成年後見制度のごあんない

～住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために～

制度の
こと

成年後見制度のことについて知りたい

障害のある子の親亡き後のことが心配

将来の
こと

財産の
こと

お金のやりくりや財産の管理ができなくなってきた

生活の
こと

認知症になっても今の生活を続けられるのか心配



まっくん・あゆみん

東松山市成年後見センターが
ご相談に応じます



シャッピー・ピース仙人

東松山市
(運営) 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会

はじめに

このパンフレットは成年後見制度のことをこれから知ろうとする方に向けた手引きです。成年後見制度の概要や他の制度、東松山市成年後見センターの役割を示しております。あなたやあなたの大切な人のために、ご活用ください。

あなたやあなたの大切な人に必要なサービスは？

東松山市成年後見センターでは、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の相談などに応じ、制度の紹介や利用の手続きに必要なお手伝いをを行います。

判断
能力
高い

判断能力が十分にある → 任意後見制度
例・・・将来のことが不安など

P7へ

判断能力に不安がある → 福祉サービス利用援助事業
例・・・お金をおろすなど少しお手伝いが必要など

P8へ

判断能力が不十分 → 成年後見制度（補助）
例・・・契約などの手続きに不安があるなど

P3へ

判断能力が著しく不十分 → 成年後見制度（保佐）
例・・・財産の管理や処分が行えないなど

P3へ

判断
能力
低い

判断能力が常に欠けている → 成年後見制度（後見）
例・・・日常の買い物ができない、または極端に苦手など

P3へ

成年後見制度の類型（後見・保佐・補助）は医師の診断書が判断基準となります。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ご本人）について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には判断能力が不十分になってから手続きをする「法定後見制度」と判断能力が不十分になる前に手続きをする「任意後見制度」があります。

法定後見の種類について

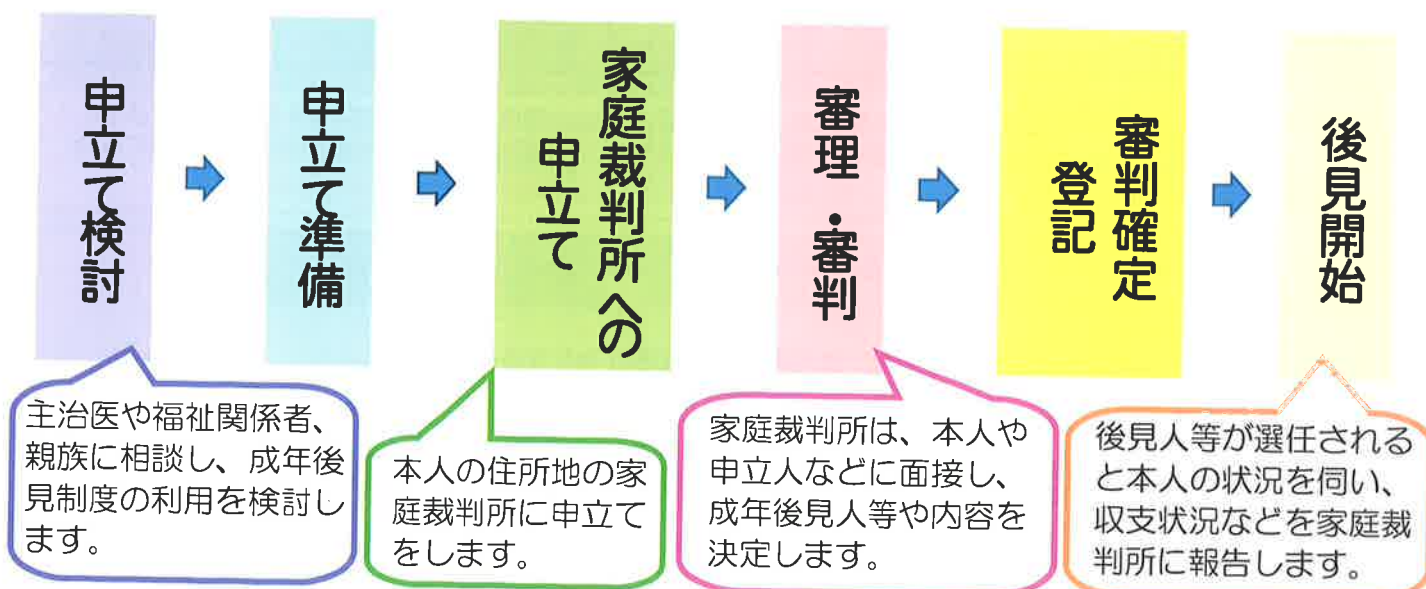


家庭裁判所

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援します。

申立てから成年後見人等選任までの流れ



法定後見制度の概要

		後見	保佐	補助
本人		成年被後見人	被保佐人	被補助人
本人の精神状態		判断する能力を欠く状態	判断する能力が著しく不十分な状態	判断する能力が不十分な状態
本人の資格制限		成年被後見人は資格制限を受ける場合があります。※①	被保佐人は、成年被後見人に準じる形で資格制限を受ける場合があります。※①	被補助人は、資格制限を受けません。
本人を保護する人		成年後見人	保佐人	補助人
後見人の権限	必ず付与される権限	財産に関する法律行為についての広範囲な代理権と取消権	民法13条1項所定の行為※②に関する包括的な同意権と取消権	なし
	申立てによって付与される権限	なし	付与を申し立てた法律行為に関する代理権または同意権・取消権	付与を申し立てた法律行為に関する代理権または同意権・取消権
後見人を監督する人		成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人

※①「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、これまでの資格制限が大幅に削減され、各資格、職種、営業許可等に必要能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断されることとなります。

※② 民法13条1項（保佐人の同意を要する行為等）

- (1) 元本を領収し、又は利用すること。
- (2) 借財又は保証をすること。
- (3) 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- (4) 訴訟行為をすること。
- (5) 贈与、和解又は仲裁合意をすること。
- (6) 相続の承認、放棄又は遺産の分割をすること。
- (7) 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- (8) 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- (9) 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

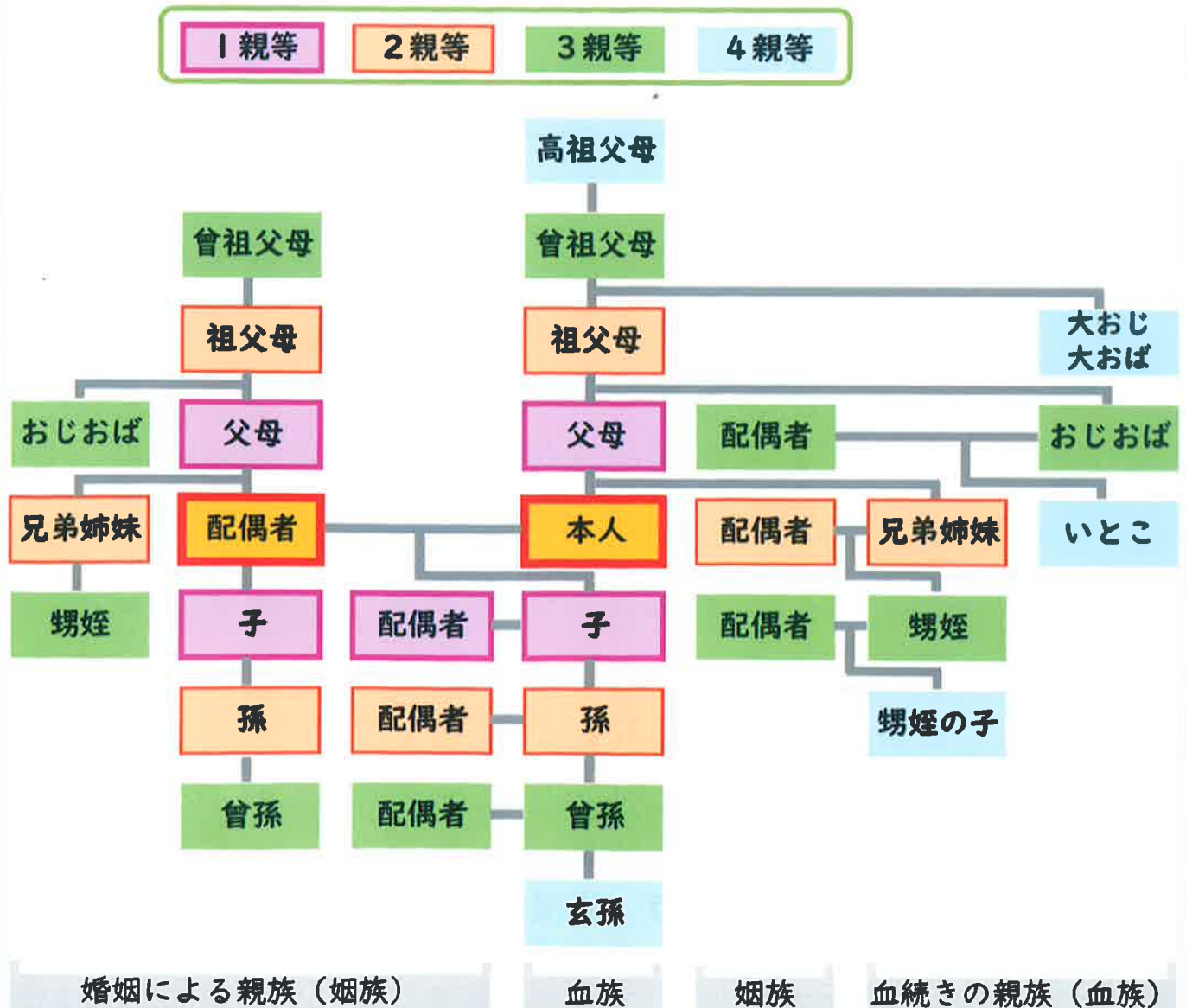
申立て手続きと費用

- ・ 申立手数料 800円から2,400円（収入印紙）
※同意権や代理権の付与により異なります
- ・ 登記手数料 2,600円（収入印紙）
- ・ 郵便切手 4,270円～5,140円
- ・ 診断費用 ※医療機関により異なります
- ・ 鑑定費用 ※必要に応じて
- ・ 戸籍全部事項証明書、住民票など
- ・ 申立書、本人情報シートなど

詳しくは、
東松山市成年後見
センターまでお問合
せください。

申立人

裁判所へ申立てができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族などのほか、身寄りがいない等の理由により申し立てる人がいない場合は、市長が申し立てることができます。



※親族の範囲=6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民法725条）

成年後見人等の仕事

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理していくことです。

☆財産管理

- 預貯金通帳の管理
- 収支の管理
- 不動産の管理、処分
- 遺産分割
- 本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取消等

※利殖等を目的とした資産運用などは行えません。



☆身上監護

- 日常生活の見守り
- 住居の賃貸借契約の締結、費用の支払い
- 治療や入退院、福祉施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払い
- 介護保険制度や障害者総合支援法のサービスの利用契約、サービス内容の確認
- 教育、リハビリに関する契約の締結、費用の支払い
- 本人の死後の事務（裁判所の許可が必要）



これらはあくまでも目安です。支援の過程においては、家庭裁判所に相談するなど、ケースに応じた対応と検討が必要です。

保佐、補助の場合は裁判所が本人の必要度に応じて業務内容を決定します。

報酬について

成年後見人等の報酬は、成年後見人等が家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が本人の財産や成年後見人等の支援内容を考慮し、報酬の有無や金額を決定します。報酬は、本人の財産から支払われます。

本人の財産から支払うことが難しい場合は、報酬助成という制度もあります。

成年後見人等にはどのような人が選ばれますか

申立書に、成年後見人等後見人候補者を記載する欄があり、家庭裁判所が本人にとって適切と判断した人が選任されます。

親族のほか、法律や福祉の専門家などが選ばれることもあります。

任意後見制度とは

自身の判断能力が十分なうちに、事前に後見人となるべき人（任意後見人）や支援内容を契約により決めておく制度です。

「任意後見契約」は、公証役場にて、公証人が作成する公正証書によります。

ご本人の判断能力が低下したとき、本人や4親等以内の親族、任意後見受任者等の申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。

☆任意後見人ができること

任意後見人は、任意後見契約で定められた代理権のみが与えられます。（同意権、取消権は与えられません）

☆報酬について

任意後見人の報酬は本人と任意後見人受任者との間で決めておきます。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決めます。

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）とは

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

○対象

生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害のある方で、この事業の利用に関する契約を締結する能力がある方
また、親族等から日常的な援助が望めない方

○内容

あんしんサポートねっとでは、以下のようなお手伝いをします。

☆福祉サービス利用援助『福祉サービスの利用をお手伝いします』

- ・定期的に訪問し、相談をお受けします。
- ・福祉サービスの内容や利用の仕方を説明します。

☆日常生活上の手続き援助『暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします』

- ・郵便物の確認、書類の整理や手続きのお手伝いをします
- ・暮らしに必要な手続きのご相談をお受けします

☆日常的金銭管理『暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします』

- ・福祉サービスの利用料や病院代、公共料金などのお支払いをします。
- ・銀行や郵便局でお金の出し入れし、お金の使い方を確認します。

☆書類預かりサービス『大切な書類などをお預かりします』

- ・貸金庫にて、権利証や定期預金等の貴重品を保管します。

○料金

相談や支援計画の作成は無料です。

契約後のお手伝いには次の料金がかかります。

援助の内容	利用料金
☆福祉サービス利用援助 ☆日常生活上の手続き援助 ☆日常的金銭管理	1回1時間まで 1,200円 以降、30分ごとに400円加算 ※通帳預かり、代理の場合は400円加算
☆書類預かりサービス	基本料 2,000円 利用料 500円（1か月）

※生活保護世帯は無料です。

東松山市成年後見センターでは このような役割を担います

1 相談・手続き支援

- 電話や窓口で、成年後見制度等に関する相談をお受けします。
- 相談者の状況をお伺いし、どのような支援が必要であるかを一緒に考えます。
- 成年後見制度の申立の手続きのアドバイスを行います。



2 普及・啓発

- 「成年後見制度」について、広報紙やホームページ、チラシ等で制度の周知を図ります。
- 福祉関係団体や地縁団体の会合等で「成年後見制度」について説明をしたり、出前講座や研修会を開催します。



3 関係機関との連携

- 成年後見制度に関する専門職を紹介します。
- 成年後見制度以外の支援が必要な場合、適切な機関を紹介します。

相談や出前講座、研修会などは無料です。
秘密は固く守られますので、安心して
ご相談ください。



東松山市成年後見センターの相談の流れ

ご本人・ご家族・市民・福祉関係者など

知りたい

☆問合せ

制度について説明します。

☆出前講座、説明会

地域へ出向き、制度について説明します。

相談したい

☆相談（窓口・電話・訪問）

お困りの状況を伺い、適切な制度を紹介します。

☆支援

成年後見制度にかかる手続き支援（助言等）を行います。

成年後見制度の申立手続きに関する支援を行います。

- ・ 申立手続きの説明
- ・ 申立手続きの助言
- ・ 申立書の提供



専門職を紹介します。

- ・ 申立手続きを行う専門職を紹介します。（弁護士、司法書士）
- ・ 成年後見人等候補者となる専門職名簿を提示し、連絡調整します。

その他の制度や関係機関を紹介します。

- ・ 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）
- ・ 任意後見制度
- ・ 介護保険制度
- ・ 障害者福祉サービスなど

制度・サービスを利用して、あんしんした生活がはじまります

東松山市成年後見センターでの相談は無料です。

申立手続きに係る諸費用や専門職による手続き等は実費負担が生じます。

連絡先一覧

成年後見制度について

さいたま家庭裁判所熊谷支部	〒360-0041 熊谷市宮町1-68 TEL 048-500-3113(後見係直通)
埼玉弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター「しんらい」	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内 TEL 048-710-5666 FAX 048-866-6544
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-58 埼玉司法書士会内 TEL 048-845-8551 FAX 048-845-8550
公益社団法人 埼玉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ埼玉	〒338-0003 さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島103号 TEL 048-857-1717 FAX 048-857-9977
関東信越税理士会 成年後見支援センター	〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2-7 TEL 048-671-3500 FAX 048-671-3501
行政書士会 コスモス成年後見サポートセンター埼玉県支部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11 (埼玉県行政書士会内) TEL 048-833-0647
埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 TEL 048-822-1204 FAX 048-822-1406
東松山公証役場(任意後見制度)	〒355-0028 東松山市箭弓町1-13-20 光越園ビル3F TEL 0493-23-4413 FAX 0493-25-0623

高齢者の制度利用に関する相談について

東松山市地域包括支援センター	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 東松山市役所高齢介護課内 TEL 0493-22-7733 FAX 0493-22-7731
総合福祉エリア地域包括支援センター	〒355-0005 東松山市大字松山2183 TEL 0493-21-5570 FAX 0493-25-3305
東松山ホーム地域包括支援センター	〒355-0072 東松山市大字石橋1716 TEL 0493-22-6115 FAX 0493-24-7123
年輪福祉ホーム地域包括支援センター	〒355-0008 東松山市大字大谷4106 TEL 0493-36-3666 FAX 0493-36-3665
わかばの丘地域包括支援センター	〒355-0064 東松山市大字毛塚773 TEL 0493-31-0555 FAX 0493-31-0557
アースサポート東松山地域包括支援センター	〒355-0022 東松山市御茶山町4-8 TEL 0493-22-7500 FAX 0493-25-6701

障害者の制度利用に関する相談について

総合福祉エリア	〒355-0005 東松山市大字松山2183 TEL 0493-21-5556 FAX 0493-25-3305
比企生活支援センター	〒355-0037 東松山市若松町1-14-6 TEL 0493-81-7145 FAX 0493-81-7146
西部・比企地域支援センター	〒355-0047 東松山市大字高坂1056-1 地域共生プラザいんくる堂内 TEL 0493-81-5310 FAX 0493-81-5315

成年後見制度に関する市の窓口について

東松山市役所 ・社会福祉課 ・高齢介護課 ・障害者福祉課	〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 TEL 0493-21-1455 FAX 0493-24-6066 TEL 0493-21-1406 FAX 0493-22-7731 TEL 0493-21-1452 FAX 0493-24-6066
---------------------------------------	---

